

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 会計細則

第1条 研修事業における参加費は、定款第41条の「その他の収入」とする。

第2条 「会議会場費」の支出は、下記のとおりとする。

- (1) 対象とするのは、「運営要領第5条」に基づく活動であること。
- (2) 会議開催時の茶菓、飲食代については、会議の目的、時間等を考慮し、必要と認められる場合には、1人1,000円を目安として支出することができる。但し、理事会において、支出が不適当と判断された場合には、申請者に対して返還を求めることができる。

第3条 「旅費交通費」の支出は下記のとおりとする。

- (1) 対象とするのは、「運営要領第5条」に基づく活動であること。
- (2) 理事、幹事等及び、各委員等の協会活動に対し、職場より旅費交通費が支給されない場合、本人の申請に基づいて適正額を支給する。
- (3) 理事、幹事等及び、各委員等の協会活動にかかわる旅費交通費については、様式第11号により申請する。会計事務担当者は、これに基づいて旅費交通費を適正に算定し支給する。
- (4) 旅費交通費の支給は、予算執行状況により調整することがある。

第4条 「印刷製本費」の支出は下記のとおりとする。

- (1) 対象とするのは、「運営要領第5条」に基づく活動であること。
- (2) 理事、幹事等及び、各委員等が協会活動にかかわる資料・発行物等を複写することを目的とし、職場等で複写機を使用した場合、所属機関の請求に基づいて、実費を支出することができる。

第5条 「謝金」の支出は下記のとおりとする。

- (1) 理事会の決定に基づき、外部からの講師には30,000円、協会内部の講師には10,000円を支出する。但し、理事会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 講師の謝金には、原則として旅費交通費を含むものとする。但し、理事会が別途、旅費交通費を支給することが適当であると判断した場合には、この限りではない。

第6条 会員の自主的な調査・研究・研修等の活動については、その内容が「運営要領第5条」にそつたものと理事会が認めたものに限り、経費の一部を1グループ20,000円を上限として補助する。但し、理事会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。経費の補助を希望する会員は、様式第12号により申請する。

第7条 事業費および管理費の請求は原則として当年度内に行うこととする。但し、理事会が認める特段の事由がある場合には前年度分に限り遡及請求ができるものとする。

《附則》

この規則は、平成27年11月18日から施行する。